大阪府営公園　新たな管理運営制度

（ＰＭＯ型指定管理等）

各公園に導入する制度について

【意見具申】

令和２年３月30日

大阪府都市公園指定管理者選定委員会

Ⅰ．審議の経過

○　大阪府では、府営公園における新たな管理運営制度導入の検討が進められており、公園の立地条件などの実情に合わせた公募の募集要項を検討することを目的に、令和元年7月に「大阪府営公園における新たな管理運営制度の導入に向けた事前事業提案募集」が行われ、ＰＭＯ型指定管理、Ｐ－ＰＦＩ型施設整備、ソフト充実型指定管理について、民間事業者から提案がなされた。

　○　この度、大阪府から、「事前事業提案を踏まえ、各公園にどの制度の導入が妥当であるか」ついて、次期指定管理者の公募の募集要領の策定に関わることから、「大阪府都市公園指定管理者選定委員会」及び「大阪府都市公園施設設置者選定委員会」に諮問があり、両委員会において審議を行った。

　○　なお、ＰＭＯ型指定管理、ソフト充実型指定管理、その他の提案については、指定管理制度に関わるものであることから「大阪府都市公園指定管理者選定委員会」で、Ｐ－ＰＦＩ型施設整備の提案、その他の提案については施設設置に関わるものであることから「大阪府都市公園施設設置者選定委員会」でそれぞれ審議を行った。

Ⅱ．審議の視点

　○　事前事業提案募集において提案があった49件（ＰＭＯ型指定管理12件、Ｐ－ＰＦＩ型施設整備22件、ソフト充実型７件、その他の提案８件）について、

・　各公園のめざすべき姿（素案）に示す公園の将来像との整合

・　収支の妥当性

・　にぎわい創出の効果

・　法令の遵守

　　　などについて書類及び事務局によるヒアリング結果を基に審議した。

　○　事務局によるヒアリングを重ねるなかで、今後のスケジュールや条件が合わないことなどから、提案の具体化が困難（本公募への参入が難しく提案を取り下げる。）とする応募者もいたことから、この点についても考慮した。

　○　なお、各提案の詳細な審議内容については、申請者から提出された企業ノウハウを有する資料を確認する必要があることから、「大阪府情報公開条例」第８条第１項第４号に基づき非公開とする。

Ⅲ．審議の結果

１．PMO型指定管理の提案について

　（１）各公園の提案について

①住吉公園

〇　同公園には、２件の提案があった。

〇　第１の提案は、「人件費、物価の上昇を見込んだ支出を必要とする提案となっており、府が想定する参考価格に照らして収支計画に課題があり、長期に渡り安定した経営に難があること」から、本制度の趣旨に適合していない。

〇　第２の提案は、提案者において再検討の結果、複数提案をしたほかの提案に注力する申し出があり、提案の具体化が困難となった。

〇　そのため、同公園においては本制度の趣旨に適合する提案は存在しなかったことから、同公園へのＰＭＯ型指定管理の導入は見送り、ソフト充実型とすることが妥当である。

②住之江公園

〇　同公園には、１件の提案があった。

〇　提案は、「人件費、物価の上昇を見込んだ支出を必要とする提案となっており、府が想定する参考価格に照らして収支計画に課題があり、長期に渡り安定した経営に難があること」、「提案が園内の一部に限定され、園内全域の賑わい創出効果に難があること」から、本制度の趣旨に適合していない。

〇　そのため、同公園においては本制度の趣旨に適合する提案は存在しなかったことから、同公園へのＰＭＯ型指定管理の導入は見送り、ソフト充実型とすることが妥当である。

③浜寺公園

〇　同公園には、１件の提案があった。

〇　提案は、課題が無く、将来像との整合や収支の妥当性、賑わい・サービス向上等の点から、提案内容の実現性・妥当性が認められた。

〇　そのため、同公園においては本制度の趣旨に適合する提案が存在したことから、同公園へのＰＭＯ型指定管理の導入は妥当である。

④二色の浜公園

〇　同公園には、提案が無かった。

ただし、Ｐ－ＰＦＩ型の提案２件は、公園の全域をマネジメントするもので、事務局による内容確認及びヒアリングの結果、ＰＭＯ型としての提案となったことから、その２件を指定管理者選定委員会で審議することとした。

〇　第１の提案は、「投資予定額がにぎわい創出の投資としては僅少であること」から、10年間のＰＭＯ型としては妥当性が無いものと判断した。

〇　第２の提案は、課題が無く、将来像との整合や収支の妥当性、賑わい・サービス向上等の点から、提案内容の実現性・妥当性が認められた。

〇　そのため、同公園においては本制度の趣旨に適合する提案が存在したことから、同公園へのＰＭＯ型指定管理の導入は妥当である。

⑤服部緑地

〇　同公園には、４件の提案があった。

〇　４つの提案は、投資額に差があり、また、本公募に向け整理すべき事項はあるものの、課題は無く、将来像との整合や収支の妥当性、公園管理の一体性、賑わい・サービス向上等の点から、提案内容の実現性・妥当性が認められた。

〇　そのため、同公園においては本制度の趣旨に適合する提案が存在したことから、同公園へのＰＭＯ型指定管理の導入は妥当である。

　　　〇　なお、同公園にはP-PFI型の提案が7件あったが、投資規模や公園全体を一体的にマネジメントし、園内全体で事業を行うなど、にぎわいの相乗効果を生み出すなどの視点から、Ｐ－ＰＦＩ型よりＰＭＯ型の方が優位であると考える。

⑥山田池公園

〇　同公園には、１件の提案があった。

〇　しかし、提案者において、企業内の議論の熟度が低く、現時点では提案の具体化が困難となった。

〇　そのため、同公園においては本制度の趣旨に適合する提案は存在しなかったことから、同公園へのＰＭＯ型指定管理の導入は見送り、ソフト充実型とすることが妥当である。

⑦久宝寺緑地

〇　同公園には、２件の提案があった。

〇　第１の提案は、「未買収区域を含む活用は府が想定していないこと」、「新たな府　費負担が必要であること」から、本制度の趣旨に適合していない。

〇　第２の提案は、「人件費、物価の上昇を見込んだ支出を必要とする提案となっており、府が想定する参考価格に照らして収支計画に課題があり、長期に渡り安定した経営に難があること」から、本制度の趣旨に適合していない。

〇　そのため、同公園においては本制度の趣旨に適合する提案は存在しなかったことから、同公園へのＰＭＯ型指定管理の導入は見送り、ソフト充実型とすることが妥当である。

⑧大泉緑地

〇　同公園には、１件の提案があった。

〇　提案について、提案者において再検討の結果、採算性に問題があるとし、また、複数提案をしたうちのほかの提案に注力する申し出があり、提案の具体化が困難となった。

〇　そのため、同公園においては本制度の趣旨に適合する提案は存在しなかったことから、同公園へのＰＭＯ型指定管理の導入は見送り、ソフト充実型とすることが妥当である。

（２）結果

　　〇　以上の結果から、ＰＭＯ型指定管理の導入が妥当であるとする公園は、浜寺公園、二色の浜公園及び服部緑地の３公園。

（３）付帯意見

府においては各公園に導入する制度を決定する上で、以下の点に留意されたい。

〇　各公園に導入が妥当と考えられる制度を整理したが、公園ごとに、事業提案の内容について実現性・妥当性があると判断した件数や内容が異なっており、公募時にこれらの制度を導入するかは、慎重に判断する必要がある。

〇　新たな制度の導入については、まずは、提案内容が公園の将来像に合致し、民間のノウハウにより公園のにぎわい・利用者サービスが向上し、確実な応募が見込まれる公園にのみ導入し、その後の魅力向上の状況を検証した上で、更なる制度設計を継続するなど、段階的な取組が必要であると考えられる。

〇　山田池公園、久宝寺緑地、大泉緑地について、今回はＰＭＯ型指定管理の導入は見送り、ソフト充実型とすることが妥当であると整理したが、今後、企業の提案の熟度が高まることも考えられることから、次々回の公募におけるＰＭＯ型指定管理等の新たな制度の導入など、次の展開を考えておく必要がある。

〇　また、今後、公園の質がより向上するよう、公募においては、都市公園としての機能の発揮、景観・生態系への配慮や公園の質を高めるにぎわい施設のデザインなどを求め、これを計画時に確認し、事業開始後に評価・改善、社会情勢の変化に応じて協議により事業計画を変更するなど、各段階における仕組みづくりが必要と考えられる。

〇　なお、本審議は2月末までのヒアリング結果に基づいたものであり、今後、新型コロナウィルスの影響が懸念されることから、新制度の導入の時期は慎重に判断する必要がある。

　２．ソフト充実型指定管理の提案

（１）結果

〇　箕面公園、深北緑地、枚岡公園、浜寺公園、寝屋川公園、山田池公園及び蜻蛉池公園においてソフト充実型指定管理の提案があった。

〇　実施に当たり一般利用者への影響や参加者の安全確保などについて整理すべき事項があるものの、大半の提案は指定期間が５年間の指定管理者制度で実施することは可能である。

〇　「にぎわい創出に効果があると考えられること」から、公募に向け、多くの提案が出るよう、公募要項においてにぎわいにつながるソフト事業を求め、これを評価できるよう審査基準等を検討されたい。

（２）付帯意見

府においては各公園に導入する制度を決定する上で、以下の点に留意されたい。

〇　今回の事前事業提案募集で提案の無かった公園についても、公園のにぎわいづくり及び利用者サービスのため、今回いただいた様々なソフト事業の提案を参考に、ソフト提案のあった公園と同様に、公募要項においてにぎわいにつながるソフト事業を求め、これを評価できるような審査基準等を検討されたい。

〇　また、５年間の指定期間においても、社会情勢の変化に応じて協議により事業計画を変更するなど、柔軟に利用者サービスを高める仕組みについて検討されたい。

３．その他の制度

（１）結果

　　〇　今回の事前事業提案募集では、行政に代わって維持管理等の業者選定・履行確認を行う制度など、ＰＭＯ型指定管理及びＰ－ＰＦＩ型施設整備、ソフト充実型指定管理以外の制度についても提案があり審議したが、ＰＭＯ型指定管理、Ｐ－ＰＦＩ型施設整備およびソフト充実型指定管理に変えて導入すべき制度は存在しないとの結果となった。

Ⅳ．開催状況

　　　■令和元年度　大阪府都市公園指定管理者選定委員会

|  |  |
| --- | --- |
| 年月日 | 開催内容 |
| 令和元年11月15日 | ・選定委員会の進め方（案）について  ・事前事業提案内容の概要について  ・ヒアリング事項の抽出 |
| 令和２年１月16日 | ・事前事業提案募集のヒアリング状況及び実現性・妥当性に  ついて |
| 令和２年３月30日 | ・事前事業提案募集のヒアリング状況及び実現性・妥当性に  ついて  ・意見について |

※委員名簿は指定管理者の選定が終了するまでは非公開とする。

　　　（委員は弁護士、公認会計士、経済分野の学識経験者の専門家各1名と

　　　　造園の分野に関連する専門家2名の計5名。）

Ⅴ．参考

○大阪府附属機関条例　（抜粋）

（略）

(設置)

第二条　執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

２　前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする

（略）

別表第二(第二条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 執行機関 | 公の施設 | 名称 |
| 知事 | 都市公園(府が設置するものに限る。) | 大阪府都市公園 |

（略）